

情報発信委託業務仕様書

第1 委託業務名

情報発信委託業務

第2 事業の目的

本県における若年層の人口は、令和7年5月1日時点で約10万1千人であり、前年度と比較しておよそ2千人減少している。減少数のうち9割以上が県外転出者と推計されており、就職や転職を機に県外へ転出する若者が相当数存在し、県内の様々な仕事就職等の際の選択肢になっていない可能性があると考えられる。

また、本県の若者の所得について、200万円未満の割合が全国と比較し高い状況にある。その中には、望まない形で非正規雇用とされている若者が一定数存在すると考えられ、所得向上や正社員化に必要なスキルアップのための制度等に関する情報を十分に入手できていない可能性がある。

本事業では、就職や転職、スキルアップに関心のある県内の若者に対し、デジタルマーケティングを活用し県内の様々な仕事の情報や支援策を一元的、網羅的に情報発信することで、若者の県内定着とスキルアップによる正社員化を促進することを目的とする。

第3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

第4 業務内容

1 ターゲット層

(1) 県内在住の18歳から34歳の若者（以下「若者」という。）のうち、次の項目に関心のある層をターゲットとする。

ア 就職・転職を考えている方

イ スキルアップをしたい方

ただし、若者の県内定着という本事業の目的を踏まえ、上記ア及びイのうち、県外への転出を考えている方を主要なターゲットとする。

2 広告物の制作、配信

ターゲット層を第4の3で制作するランディングページへ誘導するための広告物の制作、配信を行うこと。位置情報や行動履歴等を活用してターゲットを絞り込むとともに、目的を達成するために効果的な広告を実施すること。

(1) 広告の媒体・種類

ア 本事業の目的を達成するために、ターゲットへの到達確度の高いメディア及び目的に応じた最適な配信方法を提案し、委託者と協議のうえ決定すること。

イ デジタル広告においては、クリックを重視した設定であること。

(2) 広告からの遷移先

第4の3で制作するランディングページとする。

(3) 配信数量は、効果的・効率的となる業務体制や業務フローの最適な配信計画の提案を行い、委託者と協議のうえ最終決定すること。

(4) 広告の配信時期

本事業の目的を達成するために、より高い効果が見込める時期及び期間を委託者と協議のうえ設定すること。

3 ランディングページの制作

県内での就職・転職、スキルアップに潜在的に関心を持つ若者を、個々の関心に
応じたカテゴリーに導き、適切な情報が掲載された Web サイト（以下「誘導先サイ
ト」という。）等へ誘導するためのランディングページを作成すること。

（１）ランディングページ

ア ランディングページの訪問者（以下「訪問者」という。）が最初に到達する画
面においては、産業分野、希望する働き方、仕事選びで重視するポイント等、
あらゆる視点から誘導先サイトをカテゴリライズして表示し、訪問者の関心に
応じて段階的に選択させる構成にすること。

その際、訪問者のニーズに合った情報をわかりやすく提供するため、「就職・
転職」と「スキルアップ」に関するカテゴリーを区別して表示すること。

（「就職・転職」分類例）

産業分野…農業、土木、健康、医療、デジタル等

働き方…体を動かす仕事、人を助ける仕事等

仕事選びで重視するポイント…ワークライフバランスを推進している等

（「スキルアップ」分類例）

身につけたいスキル…資格取得、パソコン知識習得、職業訓練等

イ 訪問者が選択したカテゴリー（上記ア）に合致する情報を表示すること。

表示する情報には、以下（ア）及び（イ）を含むこととし、（イ）については、
クリックした訪問者がリンク先に移動するよう設定すること。

（ア）国や県が行う就職支援施策等の紹介（概要）

（イ）誘導先サイトのリンク

ウ 抽象的な関心を持った訪問者が退出しないよう、高知県でどのような職業ま
たはスキルアップできるサイトが存在するのか全体的に把握できる分類を作
成し、構成を工夫すること。

エ 訪問者がカテゴリーから誘導先サイトにたどり着くまでの段階は問わない。
なお、訪問者がランディングページ上で関心のある情報に簡単かつ正確にたど
り着けるように構成を工夫すること。

オ ランディングページは、パソコン、タブレット、スマートフォンから閲覧で
きるものとし、デバイスを問わず快適に閲覧できる仕様及び構成とすること。

カ ランディングページは、令和 7 年 9 月 19 日（金）から公開を予定している。

キ 委託期間におけるランディングページの総アクセス数は、約 15,000 回以上を
想定している。

（２）誘導先サイト

第 4 の 3 の（１）のイの（イ）で掲載する誘導先サイトの URL 等については、
委託者が提供する。

誘導先サイトの件数 約 80 件

（３）その他

ア ランディングページの制作は、委託者と綿密な協議を行いながら進めること。

イ 制作したランディングページを保管するサーバー、ドメイン及びセキュリ
ティ証明書は受託者が用意し、維持費を負担すること。なお、運用保守の利便
性やセキュリティ面を考慮し、最適と考えられる提案をすること。

ウ 将来的に掲載情報が増加することを想定し、他者が改修可能なものとするこ
と。

エ ランディングページの管理者としての操作や手順等をまとめたマニュアルを

作成し、委託者に引き渡すこと。

4 アンケート調査の実施

上記3で制作したランディングページにおいて、県内での就職・転職、スキルアップに対する訪問者の関心を分析するため、アンケート調査を実施すること。

- (1) アンケート調査は選択式で、訪問者が直感的に回答できる構成にすること。
- (2) アンケートの内容については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (3) アンケートの集計は受託者が行うこととし、第4の5の(2)の委託者への定期的な報告の際に集計結果を提出すること。

5 効果測定及び分析、運用改善

(1) 効果測定及び分析、運用改善

ア 広告の実施結果について、上記4の集計結果及び解析ツール等を使用した効果測定及び分析を行うこと。その結果に基づき、次回配信時の広告配信の精度をより向上させ、ターゲット層の関心を喚起させる広告内容へと改善すること。

イ 制作するランディングページについて、以下の情報を把握すること。

(ア) 訪問者数(性別、年代、広告媒体別)

(イ) 第4の3の(1)のイの(イ)をクリックした者の数(性別、年代別)

(ウ) その他、事業目的を達成するために必要な情報

ウ 上記アでの分析結果を踏まえ、本事業の目的を達成するために本事業全体に対して、より効果的な実施のための提案を行うこと。

(2) 委託者への定期的な報告、協議

委託者に対する定期的な報告(月1回程度)と協議を行い、協議結果を上記(1)の運用改善等に反映させること。

6 保守管理

(1) 事業開始年度の保守管理については、本委託業務に含むこと。

(2) 第4の3の(2)に変更が生じた場合は、速やかに情報の更新を行うこと。

(3) その他、ランディングページの構成の変更が必要になった場合に対応できるよう、2回程度の構成の見直しを見込むこと。

(4) 次年度以降の保守管理費用については、提案時に概算で提示すること。

7 上記1～6の他、事業目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第5 成果品及び提出時期

提出物	提出物の規格及び提出部数等	提出時期
委託業務計画書 (当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載)	(1) A4判1部 (2) 電子データ	委託業務開始後速やかに提出
ランディングページ及び広告(中間成果品)	電子データ	9月中旬
ランディングページ及び広告	完成した電子データ及び再編集可能なマスターデータ等を格納した光学ディスク(DVD-R、CD-R等)1部	令和8年3月31日(火)
広告配信結果・分析報告書	(1) A4判1部 (2) 電子データ	広告配信毎に、広告配信完了後速やかに提出

アンケート集計結果報告書	(1) A4 判 1 部 (2) 電子データ	委託者への定期的な報告時に提出
マニュアル (第4の3の(3)のエ)	(1) A4 判 1 部 (2) 電子データ	令和8年3月31日(火)
委託業務完了報告書	電子データ(PDF等)を記録した光学ディスク(DVD-R、CD-R等) 1 部	令和8年3月31日(火)
その他、委託者が指示するもの		

第6 引継ぎ

- 1 次年度に委託者がランディングページを使用した事業を行う場合において、他者に引継ぎを行う必要が生じた場合は、円滑に業務を引き継ぐこと。
- 2 本年度限りで本事業が廃止される場合は、ランディングページの削除等適切な対応をすること。

第7 留意事項

- 1 制作に必要なとなる情報収集や写真素材等の用意は受託者が行うとともに、掲載許可が必要なものについては受託者が取得すること。なお、誘導先サイトの掲載許可は委託者が取得する。
- 2 当該委託業務の遂行にあたっては、高知県情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 3 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- 4 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施すること。
- 5 成果品については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- 6 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- 7 本業務の成果品における著作権等の知的財産、所有権等、その他一切の権利は、原則として全て委託者に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。
- 8 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- 9 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。
- 10 仕様書に定めのない事項については、委託者と協議すること。